

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		地盤沈下対策命令
根拠条例・規則名		建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和 3 7 年法律第 100 号）
条 項		第 1 0 条第 3 項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課 （電話：048-829-1331）
処 分 基 準	基 準 （未設定の場 合はその理 由）	未設定。 処分の先例がないか、稀であるもの又は当面事案の発生が見込まれないものであって、法令の定め以上に具体化することが困難なため、設定できないため。
	設定等年月日	平成 15 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		